

子育て世帯への支援

◆ 新生児子育て応援臨時給付金給付事業

概要

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに子が生まれ、新宿区に子とともに住民登録がある保護者の方に対し、お子様1人あたり10万円を支給します。(令和2年8月28日以前に新宿区外に転出している方を除きます。)支給に際しては、乳幼児医療証の登録口座を活用します。

※乳幼児医療証をお持ちの方、乳幼児医療証を申請された方は、本給付金の申請は不要です。
※乳幼児医療証をお持ちでない方は、申請書を提出いただき、ご指定の口座に支給します。

目的

新型コロナウイルス感染予防のため発生した家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、区独自の子育て支援として、新生児子育て応援臨時給付金を支給します。

予算

補正予算額 283,456千円
新生児子育て応援臨時給付金:280,000千円
(給付対象新生児数2,800人×100千円=280,000千円)
事務費:3,456千円
(システム改修経費、郵便料、振込手数料等)



スケジュール

10月1日 子の保護者に案内書を一齐送付
(8月28日～9月18日に新宿区に住民登録のある方)
10月末 保護者に新生児1人あたり10万円を支給

※9月19日以降転入・出生の方については、乳幼児医療証申請時に案内書を手渡し又は郵送し、月ごとに順次支給していきます。

◆ ひとり親世帯等応援臨時給付金給付事業

概要

令和2年11月分の新宿区児童育成手当の支給を受ける方(※1)及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、直近の収入が児童育成手当の対象となる水準に下がった方(※2)に対し、対象児童1人あたり5万円を支給します。支給に際しては、児童育成手当の登録口座を活用します。

※1の方及び国のひとり親世帯臨時特別給付金を新宿区から支給され、引き続き区内に住所を有する方の申請は不要です。

※2の方は、申請書を提出いただき、ご指定の口座に支給します。

目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、低所得のひとり親世帯や障害のある子どもを養育する世帯を対象に、学校休業による食費等の出費の増加や、就労日数が減ることによる収入の減少など、家計にかかる負担を緩和し、子育て世帯を支援するため、区独自のひとり親世帯等応援臨時給付金を支給します。

予算

補正予算額 186,578千円
ひとり親世帯等応援臨時給付金:181,150千円
(給付対象児童数3,623人×50千円=181,150千円)
事務費:5,428千円
(システム改修経費、郵便料、振込手数料等)

スケジュール

11月 2日 申請受付開始 (※2に該当する方)
11月上旬 対象者に案内書を送付(※1に該当する方)
12月中旬 保護者に対象児童1人あたり5万円を支給
令和3年2月26日 申請受付終了

